

被災者生活再建支援制度の見直しに係る緊急要望

去る9月2日に発生した竜巻により、千葉県野田市、埼玉県越谷市及び北葛飾郡松伏町では、人的被害をはじめ住宅等に大きな被害が発生した。

今回の竜巻では、同一の気象条件のもとで発生した自然災害であるにもかかわらず、市町村境を隔てることで、被災者生活再建支援法が適用される被災世帯がある一方、適用されない被災世帯が存在するという著しい不均衡が生じている。

今回の竜巻被害のみならず、近年、局地的な豪雨など、異常気象による自然災害が多発していることに鑑み、自然災害でその生活基盤に著しい被害を受けた全ての被災世帯が国による公平な支援を受けられることが求められている。

については、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう制度の見直しを求める。

平成25年9月26日

内閣府特命担当大臣（防災）

古 屋 圭 司 様

千葉県市長会長

志 賀 直 温

千葉県町村会長

岩 田 利 雄